

議案第131号

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月22日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 戸籍法の改正に伴い、全国の市区町村の戸籍証明書及び除籍証明書の交付等に係る手数料を規定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「第120条第1項若しくは第126条」を「第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条」に、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に、「戸籍の謄本又は抄本の交付手数料 戸籍の全部、個人又は一部の記録事項の証明手数料」を「戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料」に改め、同表の1の2の項中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に、「戸籍の全部又は個人の記録事項の証明手数料」を「戸籍証明書の交付手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

1の3	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び3の2の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	符号1件につき 40 0円	発行のとき。
-----	---	----------------------	------------------	--------

別表第1の2の項中「戸籍に記載した事項に関する証明手数料」を「戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料」に改め、同表の3の項中「若しくは第126条」を「、第120条の2第1項若しくは第126条」に、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に、「除籍の謄本又は抄本の交付手数料 除籍の全部、個人又は一部の記録事項の証明手数料」を「除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付手数料」

に改め、同項の次に次のように加える。

3の2	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	符号1件につき 700円	発行のとき。
-----	---	----------------------	--------------	--------

別表第1の4の項中「除籍に記載した事項に関する証明手数料」を「除籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料」に改め、同表の5の項中「又は同法第48条第2項」を「、同法第48条第2項」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、「届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明手数料」を「届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書の交付手数料」に改め、同表の6の項中「又は同法第48条第2項」を「、同法第48条第2項」に改め、「事項の証明書」の次に「の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、「上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明手数料」を「上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付手数料」に改め、同表の7の項中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「届書その他の書類の閲覧手数料」を「届書その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料」に、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。